

大分県報

令和三年
第二三〇号
八月三日

（火曜日）

告示

- 一 青少年に有害な興行の指定
- 一 大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出（二件）
- 二 大規模小売店舗に関する意見
- 二 保安林の指定（二件）
- 三 指定漁船調査の縦覧（二件）
- 三 公安委員会告示
- 四 指定講習機関の代表者の氏名変更

大分海区漁業調整委員会告示

- 五 大分海区漁業調整委員会が管理する公文書の公開等に関する規程の一部改正
- 五 大分海区漁業調整委員会が保有する個人情報保護等に関する規程の一部改正

○告示

大分県告示第五百号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

令和三年八月三日

大分県知事

広瀬 勝 貞

指定年月日	種類	題名	制作社名 又は配給社名	指定理由
令三・七・一四	映画	バージン協奏曲 それゆけ純白パンツ！	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害する
		ザ・レズビアン 甘い蜜の誘惑	新東宝映画	

令和三年八月三日

〃	〃	おせんち酒場 君も濡れる街角	オーピー映画	おそれがある。
〃	〃	乱れ若妻 いやらしい指	オーピー映画	
〃	〃	女郎生贄	新東宝映画	

大分県告示第五百一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年八月三日

大分県知事 広瀬 勝 貞

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス柳ヶ浦店

- 2 届出者の氏名又は名称及び住所
宇佐市住吉町一丁目九番 外三筆
株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

- 3 変更した事項
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号

変更前 代表取締役 宇野 正晃
変更後 代表取締役 横山 英昭

- 4 変更の年月日
平成三十年八月二十四日

- 二 届出年月日
令和三年六月十八日

- 三 関係書類の縦覧

大分県報（告示）

1 縦覧期間

令和三年八月三日から同年十二月三日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年十二月三日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第五百二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年八月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス柳ヶ浦店

宇佐市住吉町一丁目九番 外三筆

2 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社コスモス薬品

代表取締役 横 山 英 昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

変更前 午前十時

変更後 午前九時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 駐車場No.一 午前九時三十分から午後十時三十分まで

変更後 駐車場No.二 午前九時三十分から午後十時三十分まで

変更後 駐車場No.一 午前八時三十分から午後十時三十分まで

変更後 駐車場No.二 午前八時三十分から午後十時三十分まで

4 変更する年月日

令和三年六月十九日

二 届出年月日

令和三年六月十八日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和三年八月三日から同年十二月三日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年十二月三日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第五百三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により中津市長から次のとおり意見書の提出があったので、同条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年八月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ドラッグコスモス中津蛭子店

中津市蛭子町二丁目十番一

二 意見の概要

乗り入れ幅について

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和三年八月三日から同年九月三日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局

大分県告示第五百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和三年八月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林の所在場所

杵築市山香町大字日指字袖ノ木四〇七九番から四〇八一番まで、四〇八九番一、四〇八九番一二、四〇八九番一五から四〇八九番一九まで、四〇八九番三六から四〇八九番三九まで、四〇八九番五二・四〇八九番六〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字尾上四一〇八番一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに杵築市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第五百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和三年八月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林の所在場所

杵築市大田白木原字東畑七二〇番五七から七二〇番五九まで、七二〇番六一から七二〇番六三まで

二 指定の目的

干害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに杵築市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第五百六号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和三年八月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

豊後高田市白野三千九百十番地

北崎 定

豊後高田市中真玉千八百二番地

徳永 靖弘

令和三年八月三日

大分県報（告示）

豊後高田市中真玉千四百二十九番地

近藤 正利

2 加入区

真玉町加入区

3 法第十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和三年八月三日から同月十七日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 豊後高田市中真玉浜西千七百七十七番地の十

大分県漁業協同組合香々地支店真玉取次店事務所

大分県告示第五百七号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。)(第五条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。)(第十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和三年八月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

津久見市大字千怒四千九百六十七番地の四

松下 光太郎

津久見市大字四浦六千八百五十四番地

神田 勝之

津久見市大字津久見四千二百五十四番地の一

仲 秀一

2 加入区

津久見市加入区

3 法第十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和三年八月三日から同月十七日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 津久見市高洲町二十四番地の十六

大分県漁業協同組合津久見支店事務所

○公安委員会告示

大分県公安委員会告示第69号

指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第4条第1項の規定による指定講習機関の代表者の氏名について変更の届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年8月3日

大分県公安委員長 石 田 敦 子

1 宇佐自動車学校

名	称	有 限 公 社	宇 佐 自 動 車 学 校
住	所	宇佐市大字長洲2400番地	
代 表 者 の 氏 名	変 更 前	古 殿	武 美
	変 更 後	坂 本	征 代
変 更 年 月 日	令和3年5月28日		

○大分海区漁業調整委員会告示

大分海区漁業調整委員会告示第十一号

大分海区漁業調整委員会が管理する公文書の公開等に関する規程（平成十三年大分海区漁業調整委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和三年八月三日

大分海区漁業調整委員会会長

小 野 眞 一

第三条第二項中「財団法人暴力追放大分県民会議」を「公益財団法人大分県暴力追放運動推進センター」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

大分海区漁業調整委員会告示第十二号

大分海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十四年大分海区漁業調整委員会告示第十一号）の一部を次のように改正する。

令和三年八月三日

大分海区漁業調整委員会会長

小 野 眞 一

第三条の二第二項中「公益財団法人暴力追放大分県民会議」を「公益財団法人大分県暴力追放運動推進センター」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

令和三年八月三日

大分県報（大分海区漁調委告示）